

平成 年分

農業所得収支計算ノート

住 所 米原市

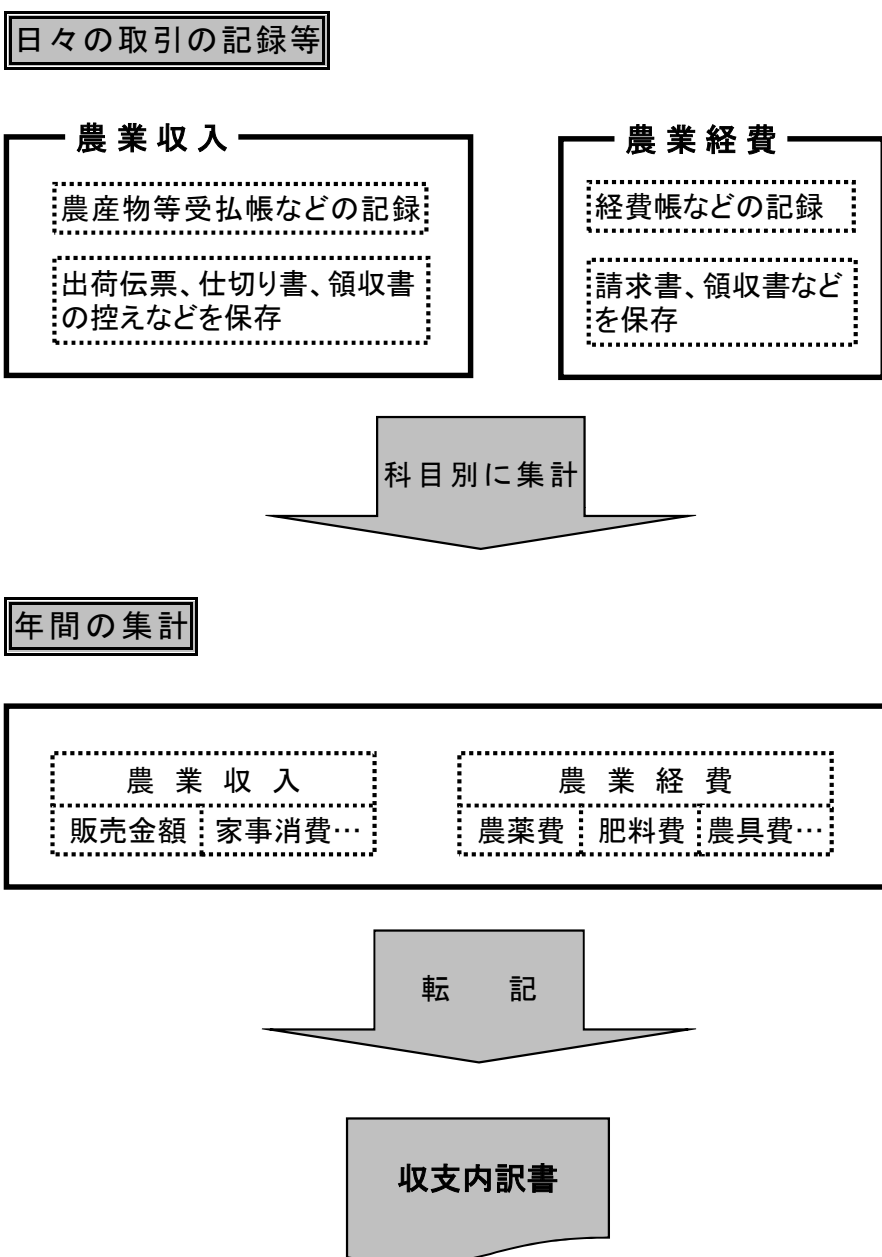
氏 名

この収支計算ノート、領収書などは、7年間保存してください。

滋賀県米原市役所市民部税務課

この資料は、「収支計算書(農業所得用)を作成するためのものであり、資料中の「①」や「②」等の記号番号は、「収支内訳書(農業所得用)」科目番号・記号に対応しています。この資料に記載した金額を、「収支内訳書(農業所得用)」の同じ科目番号・記号へ転記することによって「収支内訳書(農業所得用)」を作成することができます。記載に当たっては、見開き左側のページにある《記載例》を参考にしてください。

(参考)収支計算の手順



- ※ 法定帳簿は7年間、任意帳簿は5年間保存する必要があります
- ※ 収支内訳書は確定申告書に添付して提出する必要があります

《記載例》

1. 収入金額

販売金額は、農産物ごとに記入します。

① 販売金額	月日	品名	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
		コシヒカリ(50袋)	350,000 円	円	350,000 円
		日本晴(30袋)	195,000 円		195,000 円
		キャベツ (100ケース)		100,000 円	100,000 円
		合 計		545,000 円	100,000 円

農協が発行する「貯金取引年間実績表」などから記入します。

領収書(控)や仕切り書などから記入します。農協取扱分と重複しないように注意してください。

② 家事消費	月日	品名	数量(C)	見積単価(D)	合計(C×D)
		米	360 kg	30kg当たり 8,750 円	84,000 円
		キャベツ	10 ケース	ケース当たり 1,000 円	10,000 円
		合 計			94,000 円

見積単価は販売金額などを参考に算定してください。

③ 雑収入	月日	名 称	金 額
		受取共済費	220,000 円
		稲作経営安定対策補填金	
		自主流通米清算金	43,000 円
		作業受託料	
		とも補償金	
		農業機械の貸付金	
		農作業受託収入	
	前年の精算金等		
	合 計		263,000 円

⑤ ⑥ 農産物の 棚卸高	品名	期 首		期 末	
		数量	金額	数量	金額
	米	300 kg	70,000 円	270 kg	63,000 円
	合 計		⑤ 70,000 円		⑥ 63,000 円

棚卸高は、販売金額などを参考に算定してください
なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

収入金額(小計④(①+②+③) - ⑤+⑥) 995,000 円

収 入 の 部

1. 収入金額

① 販売金額	月 日	品 名	農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合 計 (A+B)
			円	円	円
	合	計			円

② 家事消費	月 日	品 名	数 量 (C)	見積単価(D)	合 計 (C × D)
			kg	円	円
	合	計			円

③ 雑収入	月 日	名 称	金 額
	合	計	

④	小 計 (① + ② + ③)	円
---	-------------------	---

収入の部（つづき）

⑤ ⑥	品名	期 首		期 末	
		数量	金額	数量	金額
		kg	円	kg	円
	合 計		⑤ 円		⑥ 円

収入金額（小計④（①＋②＋③）－⑤＋⑥）	円
----------------------	---

必 要 経 費 の 部

必 要 経 費 の 各 科 目 の 具 体 例

経費科目	具体的な内容	参考事項
⑧ 雇 人 費	常雇、臨時雇人費などの労賃、賄費など	
⑨ 小 作 料・賃 借 料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料など	
⑩ 減 価 償 却 費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費	耐用年数を経過したものは計上できません。
⑪ 貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失	
⑫ 利 子 割 引 料	農業に係る借入金の支払利息	元金の返済額は必要経費になりません。
㊦ 租 税 公 課	農業用の固定資産税、不動産取得税、自動車税、水利費、農協組合費など	所得税、住民税、国民健康保険料、国民年金掛金、加算税、罰金などは必要経費になりません。 住宅用の固定資産税は必要経費になりません。
㊧ 種 苗 費	種もみ、種子苗、種苗用覆土などの購入費用	
㊨ 肥 料 費	肥料の購入費用	
㊩ 農 具 費	スコップ、鍬、鋤、バケツ、ほうき等および取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については減価償却の対象となります。
㊪ 農 薬 衛 生 費	農薬や除草剤の購入費用、共同防除費など	
㊫ 諸 材 料 費	農ポリ、畦波シート、ビニールシート、縄、針金、支柱、ホース、ノズルなどの購入費用	
㊬ 修 繕 費	農業用車両の車検代、農機具、農業用建物などの修理に要した費用など	金額、性質によっては減価償却費に該当することがあります。
㊭ 動 力 光 熱 費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費	家事に使った分や、レジャーでドライブに使った分などは含まれません。
㊮ 作 業 用 衣 料 費	作業衣、長靴、帽子、手袋などの購入費用	
㊯ 農 業 共 済 掛 金	水稻共済掛金、農業用の車両、建物などに係る保険料	生命保険などは必要経費になりません。
㊰ 荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料	売上から差し引かれている場合、二重計上とならないよう注意してください。
㊱ 土 地 改 良 費	土地改良事業の受益者負担金	10アール当たりの費用が1万円未満の場合は全額が必要経費になります。
㊲ 雑 費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用 (各種拠出金、農業の専門誌、研修費、電話代、切手代、事務用品代など)	
(空 欄)	(必要に応じて使用ください)	

《記載例》 必要経費の集計

科 目	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
⑧ 雇 人 費	円	630,000円	630,000円
⑨ 小 作 料・賃 借 料		70,000円	70,000円
⑩ 減 価 償 却 費			1,823,300円
⑪ 貸 倒 金			
⑫ 利 子 割 引 料	160,235円		160,235円
㊦ 租 税 公 課			118,120円
㊦ 種 苗 費	18,740円	30,400円	49,140円
㊧ 肥 料 費	91,800円		91,800円
㊨ 農 具 費		130,000円	130,000円
㊩ 農 薬 衛 生 費	30,000円	4,000円	34,000円
㊪ 諸 材 料 費	7,000円		7,000円
㊫ 修 繕 費		55,800円	55,800円
㊬ 動 力 光 熱 費			157,660円
㊭ 作 業 用 衣 料 費		23,300円	23,300円
㊮ 農 業 共 済 掛 金			193,000円
㊯ 荷 造 運 賃 手 数 料		38,000円	38,000円
㊰ 土 地 改 良 費			257,400円
㊱			
㊲			
㊳			
㊴ 雑 費		45,100円	45,100円
㊵ 農 産 物 以 外 の 期 首 棚 卸 高			160,000円
㊶ 農 産 物 以 外 の 期 末 棚 卸 高			132,000円

土地・建物の一部を農業に使用する場合の固定資産税は、使用している部分だけが必要経費になります。
また、車両を農業に使用している場合の自動車税、取得税及び重量税は、実際の使用割合によるあん分が必要です。

取得価格が10万円以上の農具は、減価償却の対象となりますので、ここには含めないでください。

車両を農業に使用している場合の修繕費は、実際の使用割合による

P21「㊬ 動力光熱費」から転記します。

自宅の火災保険や生命保険の掛金は必要経費になりません。

土地改良事業ごとの賦課金が、10a当たり10,000円を超える場合は、全額を必要経費にできない場合がありますので、税務署又は市町村税務課にお尋ねください。

P27「農産物以外の棚卸高」から転記します。

(注)各経費ごとに集計した基礎資料(領収書など)については、申告終了後も必ず保存してください。

必要経費の集計(P9～P25の各科目の合計金額を移記してください。)

各科目の番号、記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。必要により空欄を利用してください。

科 目	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
⑧ 雇 人 費	円	円	円
⑨ 小作料・賃借料			
⑩ 減価償却費			
⑪ 貸 倒 金			
⑫ 利子割引料			
㊦ 租 税 公 課			
㊧ 種 苗 費			
㊨ 肥 料 費			
㊩ 農 具 費			
㊪ 農 薬 衛 生 費			
㊫ 諸 材 料 費			
㊬ 修 繕 費			
㊭ 動 力 光 熱 費			
㊮ 作 業 用 衣 料 費			
㊯ 農 業 共 済 掛 金			
㊰ 荷造運賃手数料			
㊱ 土 地 改 良 費			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶ 雑 費			
㊷ 農産物以外の 期首棚卸高			
㊸ 農産物以外の 期末棚卸高			

(注)各経費ごとに集計した基礎資料(領収書など)については、申告終了後も必ず保存してください。

2. 必要経費

⑧ 雇人費(作業委託料を含む)

住 所	氏 名	支 払 金 額	備 考
米原市〇〇〇5-5	米 税 太 郎	315,000 円	8月~10月(延1月)
米原市〇〇〇5-6	米 税 二 郎	315,000 円	8月~10月(延1月)
(取引例) ・友人2人に稲刈り及び運搬費用としてそれぞれ現金 315,000円支払った。			
合 計		630,000 円	

⑨ 小作料・賃借料

月 日	支 払 先 の 住 所	氏 名	支 払 金 額	備 考
11 7	米原市〇〇〇10-10	米 税 一 郎	70,000 円	20a(小作料)
(取引例) ・11月7日に、友人に田の小作料として現金 70,000円を支払った。				
合 計			70,000 円	
(記載上の注意事項) この科目は、小作料の他、カントリーエレベーター・ライスセンター等利用料、農業機械の賃借料等を記載します				

⑩ 貸倒金

住 所	氏 名	貸 倒 金 額	備 考
		円	
合 計		円	

⑫ 利子割引料

資 金 名 等 (借 入 先)	農 協 取 扱 分 (A)	農 協 以 外 分 (B)	合 計 (A+B)
農業近代化資金	160,235 円	円	160,235 円
合 計	160,235 円	円	160,235 円

2. 必要経費（番号、記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。）

⑧ 雇人費(作業委託料を含む)

住 所	氏 名	支 払 金 額	備 考
		円	月～ 月(延 月)

⑨ 小作料・賃借料

月 日	支 払 先 の 住 所	氏 名	支 払 金 額	備 考
			円	

⑩ 貸倒金

住 所	氏 名	貸 倒 金 額	備 考
		円	

⑫ 利子割引料

資 金 名 等 (借 入 先)	農 協 取 扱 分 (A)	農 協 以 外 分 (B)	合 計 (A+B)
	円	円	円

《記載例》

2. 必要経費(つづき)

① 租税公課

項目		税金(支払額)(A)	事業専用割合(B)	必要経費算入額(A × B%)	備考
固定資産	田	53,760 円	100%	53,760 円	
	畑	3,680 円	100%	3,680 円	
	宅地	68,800 円	5%	3,440 円	
	作業場1	3,440 円	100%	3,440 円	
	作業場2				
	土蔵				
	農機具等車庫				
土地	土地・建物の一部を農業に使用する場合は、使用している部分による按分計算が必要です。				
自動車	軽トラック	4,000 円	50%	2,000 円	
	トラック				
	トラクター	1,600 円	100%	1,600 円	
	田植機	1,600 円	100%	1,600 円	
	コンバイン	1,600 円	100%	1,600 円	
	フォークリフト				
車両	車両を農業に使用している場合は、使用割合による按分計算が必要です。				
その他	農協組合費	25,000 円		25,000 円	
	水利費	22,000 円		22,000 円	〇〇水利組合
合計				118,120 円	

② 種苗費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
3	13	コシヒカリ(73kg)		30,400 円	30,400 円
3	21	コシヒカリ(45kg)	18,740 円		18,740 円
			取引例 ・3月13日、種もみ代30,400円を現金で支払った。 ・3月21日、種もみ代18,740円を現金で支払った。		
合計			18,740 円	30,400 円	49,140 円

2. 必要経費(つづき)

① 租税公課 (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

項 目		税金(支払額)(A)	事業専用割合(B)	必要経費算入額 (A × B%)	備 考
固 定 資 産 税	田	円	%	円	
	畑				
	宅地				
	作業場1				
	作業場2				
	土蔵				
	農機具等車庫				
自 動 車 税	軽トラック				
	トラック				
	トラクター				
	田植機				
	コンバイン				
	フォークリフト				
そ の 他	農協組合費				
	水利費				
合 計					

② 種苗費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
合 計					

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています)

⊖ 肥料費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

⊕ 農機具費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

《記載例》

2. 必要経費(つづき)

㊦ 農薬衛生費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
3	16	除草剤(クサトリエース)	30,000 円	円	30,000 円
4	10	除草剤(ラウンドアップ)		4,000 円	4,000 円
合 計			30,000 円	4,000 円	34,000 円

取引例
 ・3月16日、除草剤(クサトリエース)を30,000円で購入した。
 ・4月10日、除草剤(ラウンドアップ)を4,000円で購入した。

㊦ 諸材料費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
8	6	米袋代	7,000 円	円	7,000 円
合 計			7,000 円		7,000 円

取引例

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊦ 農薬衛生費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

㊧ 諸材料費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊦ 修繕費

月	日	内容(修繕先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

㊧ 作業用衣料費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

《記載例》

㊗ 動力光熱費の計算

月	水道料金			電気料（動力）			電気料（一般）		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1月	2,700 円	0%	0 円	円	%	円	3,200 円	0%	0 円
2月	2,800 円	0%	0 円				3,200 円	0%	0 円
3月	3,200 円	0%	0 円				3,300 円	0%	0 円
4月	3,600 円	20%	720 円				3,400 円	10%	340 円
5月	3,300 円	10%	330 円				3,300 円	10%	330 円
6月	3,000 円	0%	0 円				3,100 円	0%	0 円
7月	2,900 円	0%	0 円				3,200 円	0%	0 円
8月	3,000 円	0%	0 円				3,200 円	0%	0 円
9月	5,800 円	40%	2,320 円				5,800 円	40%	2,320 円
10月	10,200 円	70%	7,140 円				6,300 円	50%	3,150 円
11月	9,800 円	70%	6,860 円				6,000 円	50%	3,000 円
12月	3,200 円	0%	0 円				3,200 円	0%	0 円
合計			17,370 円			64,500 円			9,140 円
摘要									

「貯金取引年間実績表」等が
発行されていて、各月ごとの
事業使用割合を計算する必要
がない場合は、年間の合計額
のみを記載しても差し支えあり
ません。

「貯金取引年間実績表」から
(64,500円×100%)

月	灯油			軽油			ガソリン		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1月	2,700 円	0%	0 円	2,000 円	70%	1,400 円	5,800 円	0%	0 円
2月	2,100 円	0%	0 円	2,000 円	70%	1,400 円	5,400 円	0%	0 円
3月	1,400 円	0%	0 円	3,000 円	80%	2,400 円	6,000 円	0%	0 円
4月	700 円	0%	0 円	5,000 円	90%	4,500 円	8,000 円	30%	2,400 円
5月				5,000 円	90%	4,500 円	10,000 円	30%	3,000 円
6月				4,000 円	80%	3,200 円	7,000 円	20%	1,400 円
7月				4,000 円	80%	3,200 円	7,000 円	20%	1,400 円
8月				4,000 円	80%	3,200 円	9,000 円	20%	1,800 円
9月				4,000 円	80%	3,200 円	8,000 円	30%	2,400 円
10月	4,000 円	30%	1,200 円	8,000 円	95%	7,600 円	10,000 円	30%	3,000 円
11月	6,100 円	50%	3,050 円	8,000 円	95%	7,600 円	8,000 円	30%	2,400 円
12月	4,000 円	10%	400 円	2,000 円	70%	1,400 円	6,000 円	10%	600 円
合計			4,650 円			43,600 円			18,400 円
摘要									

月	水道料金			電気料（動力）			電気料（一般）			必要経費合計
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	
1月										
2月										
3月										
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
合計			円			円				157,660 円
摘要										

事業使用割合は、各科目ごと
に用途及び走行距離数などか
ら適切に算定してください。

各月ごとに事業使用割合を
乗じて必要経費算入額を求
めます。

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊸ 動力光熱費の計算

月	電 気 料 (動 力)			電 気 料 (一 般)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1月	円	%	円	円	%	円
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
合計			円			円
摘要						

月	水 道 料 金			灯 油		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1月	円	%	円			
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
合計			円			円
摘要						

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊸ 動力光熱費の計算

月	軽油			ガソリン		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
合計			円			円
摘要						

月						
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
合計			円			円
摘要						

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊸ 動力光熱費の計算

月				必要経費合計
	支払金額	事業割合	必要経費	
1月				P18~P20の合計額
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計			円	円
摘要				

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊶ 農業共済費

項目(支払先)	支払額(A)	事業専用割合(B)	必要経費算入額(A × B%)	備考
水稻	円	%	円	
野菜				
果樹				
自動車共済				
建物更正 共済(建更)				
合 計				

㊷ 荷造運賃手数料

月	日	内容(支払先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
			円	円	円
		合 計			

㊸ 土地改良費

項目(支払先)	支払額(A)	事業専用割合(B)	必要経費算入額(A × B%)	備考
	円	%	円	
合 計				

《記載例》

㊦ 雑費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
4	3	農業用雑誌		5,000 円	5,000 円
12	6	軽トラ車検費用		40,100 円	40,100 円
			取引例 ・4月3日、農業用雑誌を購入し代金5,000円を現金で支払った。 ・12月6日、軽トラ車検費用80,200円を銀行振込で支払った。 80,200円のうち農業に使用している割合が50%のため、 80,200円×50%=40,100円を経費として計上した。		
合 計			0 円	45,100 円	45,100 円

2. 必要経費(つづき) (番号・記号は税務署提出の「収支内訳書」と符合しています。)

㊦ 雑費

月	日	品名(購入先)	農協取扱分(A) 円	農協以外分(B) 円	合計(A+B) 円
		合 計			

《記載例》

農産物以外の棚卸高

科 目	期首棚卸高(1/1現在)		期末棚卸高(12/31現在)	
	数量	金 額	数量	金 額
㊦ 種 苗 費		円		円
㊧ 肥 料 費	22袋(20kg)	80,000 円	20袋(20kg)	70,000 円
㊨ 農 具 費				
㊩ 農 薬 衛 生 費		20,000 円		42,000 円
㊪ 諸 材 料 費		60,000 円		20,000 円
㊫ 雑 費				
そ の 他				
合 計		㊬ 160,000円		㊭ 132,000円

(記載上の注意事項)

1. 未使用の種苗、肥料、農薬等については、その購入価額により棚卸高を計算してください。

ただし、毎年 同程度の数量を繰り越す場合は、棚卸しを省略して差し支えありません。

2. 期首棚卸高(1/1現在)は、前年の年末棚卸表から転記してください。

農産物以外の棚卸高

科 目		期首棚卸高(1/1現在)		期末棚卸高(12/31現在)	
		数量	金 額	数量	金 額
㊦	種 苗 費		円		円
㊧	肥 料 費				
㊨	農 具 費				
㊩	農 薬 衛 生 費				
㊪	諸 材 料 費				
㊫	雑 費				
	そ の 他				
	合 計		Ⓢ 円	Ⓢ	円

《記載例》

⑩ 減価償却費の計算 (例示は平成27年分申告用です)

減価償却資産の 名 称	取得年月	取得価額 (A)	耐用 年数	償却率 (B)	償却期間 (C)	事業専用 割合(D)	必要経費算入額 (A×90%×B×C ×D)	未償却残
鉄骨作業場	S63 1	5,500,000 円	31	0.033	12/12	100%	163,350 円	926,200円
農機具等車庫	14 1	2,500,000 円	15	0.066	12/12	70%	103,950 円	421,000円
パイプハウス	19 1	200,000円	10	0.100	12/12	100%	18,000円	38,000円
トラクター 注3	19 1	2,100,000 円	7	0.142	12/12	100%	21,000円	84,000円
田植機	27 1	1,000,000 円	7	0.143	12/12	100%	143,000円	857,000円
コンバイン	27 4	3,200,000 円	7	0.143	9/12	100%	343,200円	2,856,800円
乾燥機	26 4	1,900,000 円	7	0.143	12/12	100%	271,700円	1,424,525円
籾摺機 注3	15 1	1,000,000円	-	-	12/12	100%	10,000円	10,000円
軽トラック 注4	24 1	1,200,000円	4	0.25	12/12	80%	240,000円	1円
一括償却資産 注2	27 1	190,000円	-	3/3	/12	100%	63,334円	126,666円
					/12			
合 計							1,377,534円	6,744,192 円

(注1) 減価償却の対象となる資産は、取得価額が10万円以上(平成10年以前に取得したものは20万円以上)で農業用に使用したものに限られます。

(注2) 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産は、減価償却をしないでその使用した年分以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計の3分の1の金額を必要経費にできます。

(注3) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法
一定の減価償却資産における減価償却資産に係る前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで償却することになりました。

(注4) 平成19年4月1日以降に取得した償却資産は、耐用年数経過時点で1円まで償却できるようになりました。

⑩ 減価償却費の計算

* 平成19年4月1日以降に取得したものは90%を乗じない。

減価償却資産の 名称	取得 年月	①取得価額	耐用 年数	②償却率	③償却期間	④償却費 (①×90%×②×③)	⑤農業使用 割合	⑥必要経費 算入額 (④×⑤)	未償却残 (前年未償却残－④)
	年 月	円	年		／12		%	円	円
作業場					／12				
作業場					／12				
土蔵					／12				
農機具等車庫					／12				
パイプハウス					／12				
					／12				
					／12				
トラクター					／12				
田植機					／12				
コンバイン					／12				
乾燥機					／12				
糶摺機					／12				
耕耘機					／12				
軽トラック					／12				
トラック					／12				
フォークリフト					／12				
一括償却資産					／12				
					／12				
					／12				
					／12				
合 計									

* 減価償却制度の改正の概要

平成19年度税制改正において、減価償却制度について平成19年4月1日以後に取得したものと平成19年3月31日以前に取得したものとに区分した上で、次の改正が行われました。

(1) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法

- ①償却費の計算における「償却可能限度額」および「残存価額」が廃止され、新たな償却の方法（定額法、定率法等）により減価償却費を計算することになりました。
- ②一定の減価償却資産における減価償却資産の取得価額から、その減価償却資産に係る各年分の減価償却費の累積額を控除した金額が1円になるまで償却することになりました。
- ③減価償却の計算において適用する「定額法の償却率」および「定率法の償却率」等が定められました。

(2) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法

- ①償却の方法について、その名称が、定額法は「旧定額法」、定率法は「旧定率法」等に改められました。なお、これらに係る計算の仕組みについての改正はありません。
- ②一定の減価償却資産における減価償却資産に係る前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで償却することになりました。
(②の改正は平成20年分からの適用となります。)

* 減価償却の方法は？

☆旧定額法（平成19年3月31日までの取得分）の計算式

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法の償却率} \times \text{使用月数} \times \text{事業専用割合} = \text{その年の減価償却費の金額}$$

(取得価額－残存価額)

☆平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合の計算式

$$(\text{取得価額} - \text{取得価額の} 95\% \text{相当額} - 1 \text{円}) \div 5 = \text{その年の減価償却費の金額}$$

☆定額法（平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産）の計算式

$$\text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \text{使用月数} \times \text{事業専用割合} = \text{その年の減価償却費の金額}$$

平成20年度税制改正において減価償却資産の耐用年数等に関する省令等が改正され、機械および装置を中心に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。機械および装置の耐用年数表については、55区分（改正前390区分）に整理され、その内農業用設備の耐用年数は、従来5年や8年のものが7年に改正されました。（平成21年分より適用されています。）

平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率（1/耐用年数）を2.0倍した割合（改正前：2.5倍した割合）とされました。なお、定率法を使用する場合は、税務署へ届け出る必要があります。

* その他減価償却に関するもの

☆一括償却資産

10万円以上20万円未満の資産は、使用した年分以後3年間の各年分において、取得価額の3分の1の金額を必要経費にすることができる。

《計算例》管理機 <取得価額> 180,000円 <取得年月> 平成19年7月

180,000円÷3=60,000円を平成19年から3年間減価償却費とする。

※一括償却資産は年の途中の取得でも使用月数を計算しなくて良い。

※償却費1円残さなくて良い。

☆中古の耐用年数

中古で取得した後の使用可能期間（残存耐用年数）を見積る。しかし、実際には見積りが困難な場合が多く、その場合には次の簡便な方法で残存耐用年数を計算します。

■簡便法による計算式 * 1年未満の端数は切り捨て、2年未満の年数は2年

耐用年数の全部を経過したもの 法定耐用年数×0.2

耐用年数の一部を経過したもの 法定耐用年数－(経過年数×0.8)

主な減価償却資産の耐用年数表

(1) 建物

平成19年3月31日までの取得分
平成19年4月1日以降の取得分

構造・用途	細目	耐用年数	旧定額法の償却率	定額法の償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	38	0.027	0.027
	住宅用のもの	47	0.022	0.022
	事務所用のもの	50	0.020	0.020
金属造のもの(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	31	0.033	0.033
	店舗用、住宅用のもの	34	0.030	0.030
	事務所用のもの	38	0.027	0.027
金属造のもの(骨格材の肉厚が3mmを超え、4mm以下のもの)	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	24	0.042	0.042
	店舗用、住宅用のもの	27	0.037	0.038
	事務所用のもの	30	0.034	0.034
金属造のもの(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	17	0.058	0.059
	店舗用、住宅用のもの	19	0.052	0.053
	事務所用のもの	22	0.046	0.046
木造・合成樹脂造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	15	0.066	0.067
	店舗用、住宅用のもの	22	0.046	0.046
	事務所用のもの	24	0.042	0.042
木骨モルタル造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	14	0.071	0.072
	店舗用、住宅用のもの	20	0.050	0.050
	事務所用のもの	22	0.046	0.046
れんが造・石造・ブロック造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	34	0.030	0.030
	店舗用、住宅用のもの	38	0.027	0.027
	事務所用のもの	41	0.025	0.025

(注) 車両・運搬具、農林業用償却資産は裏面に記載しています。

(2) 車両・運搬具

平成19年3月31日までの取得分
平成19年4月1日以降の取得分

構造・用途	細目	耐用年数	旧定額法の償却率	定額法の償却率
一般用のもの	軽自動車・軽トラック	4	0.250	0.250
	普通貨物	5	0.200	0.200
	普通ダンプ式貨物	4	0.250	0.250
	2輪自動車	3	0.333	0.334
	フォークリフト	4	0.250	0.250

(3) 農林業用償却資産

平成19年3月31日までの取得分
平成19年4月1日以降の取得分

構造・用途	細目	耐用年数	旧定額法の償却率	定額法の償却率
コンクリート造、れんが造、石造、ブロック造の構築物	用水路、農用井戸、サイロ、畦畔ブロック	17	0.058	0.059
トラクター	乗用型トラクター	7	0.142	0.143
耕うん整地用機具	耕うん機、管理機、ロータリー、ハロー、代掻機、うね立て機	7	0.142	0.143
栽培管理用機具	堆肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー、暖房機	7	0.142	0.143
防除用機具	スピードスプレーヤー、噴霧器、土壌消毒機	7	0.142	0.143
収穫調整用機具	自脱型コンバイン、バインダー、野菜洗浄機、堀取機	7	0.142	0.143
	籾摺機、乾燥機、コンテナ、ライスグレーダー	7	0.142	0.143